

会長の選任について

中井町総合計画審議会条例第 5 条第 1 項で、「審議会に会長を置き、委員の互選によって定める」ことが規定されている。

書面開催により会長を選任するにあたり、事務局で検討した結果、次の委員を候補者とした。

中井町総合計画審議会会長（選任案）

審議会役職	委員名	組織・役職
会長	諸坂 佐利	神奈川大学法学部准教授